

見附市告示第30号

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

見附市長 稲田 亮

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和5年見附市告示第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和5年3月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年1月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

第3条中「対象となる者」の次に「（以下「補助対象者」という。）」を加え、同条第2号中「令和4年分」を「令和5年分」に改め、同号ただし書中「令和4年」を「令和5年」に改める。

第4条第1項中「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

第6条第3号中「令和4年分」を「令和5年分」に改め、同条第4号中「納税証明書」を「市税を完納していることを証する書類」に改め、同条第10号中「第2号）」の次に「又は給与明細書」を加える。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（補助対象者の認定等）

第9条 補助対象経費が生じていない等の理由により第6条の規定による申請を行うことが困難である新婚世帯は、見附市結婚新生活支援補助金補助対象者認定申請書（様式第5号）により、市長に補助対象者であることの認定を申請することができる。この場合において、当該申請を行う新婚世帯は、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象者として認定することが適当であると認めるときは、見附市結婚新生活支援補助金補助対象者認定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による認定を受けた新婚世帯は、当該認定を受けた年度の翌年度に限り、第6条の規定による申請を行うことができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

(表)

年 月 日

(宛先)見附市長

(申請者)住 所
氏 名
電話番号

見附市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

見附市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、見附市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

記

1 補助対象者の状況

婚姻年月日		年 月 日		
		(夫)	(妻)	
その他の状況	氏 名			
	生年月日 (婚姻日時点の年齢)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	
	夫婦の所得額	所得額	【①】 円	【②】 円
		奨学金返済額	【③】 円	【④】 円
	合計額	【①+②-③-④】 円		

2 補助申請額（実績額）の算定

(1) 住居費

購入	取得日(引渡日)	年 月 日
	支払額	【⑤】 円
新築 改修 増改築	契約日(完了日)	年 月 日
	支払額	【⑥】 円
賃借	契約日	年 月 日
	敷金・礼金 仲介手数料	【⑦】 円
	賃料・共益費	【⑧】 円 (年 月分から 年 月分まで)
合計支払額		【⑨=⑤+⑥+⑦+⑧】 円

(裏)

(2) 引越費用

引越日	年 月 日
支払額	【⑩】 円

(3) 補助対象経費から控除される額

勤務先からの住宅手当	【⑪】 円 (年 月分から 年 月分まで)
その他 補助金等	(補助金等の名称・相手方) 【⑫】 円
	(補助金等の名称・相手方) 【⑬】 円
合計額	【⑭=⑪+⑫+⑬】 円

(4) 補助金申請額 (実績額)

対象経費総額	【⑮=⑨+⑩-⑭】 円	
補助上限額	(夫婦双方が婚姻日時点で39歳以下) □ 30万円	(夫婦双方が婚姻日時点で29歳以下) □ 60万円
補助金申請額 (実績額)	【⑮と補助上限額の少ない方の額】 (千円未満切り捨て) 円	

3 振込先口座

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 支所
預金種目	普通 ・ 当座	
フリガナ		
口座名義人	口座番号	

4 添付資料

- 婚姻届受理証明書その他夫婦の婚姻日を証する書類
- 住民票の写しその他夫婦双方の住所を証する書類
- 夫婦双方の令和5年の所得証明書
- 夫婦双方の市税を完納していることを証する書類
(市外から転入した場合は、転入前の市区町村税に係るものを含む。)
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 (貸与型奨学金の返済額がある場合のみ)
- 住宅の売買契約書の写し (住宅の購入の場合のみ)
- 住宅の工事請負契約書の写し (住宅の新築・改修・増改築の場合のみ)
- 住宅の賃貸借契約書の写し (住宅の賃貸の場合のみ)
- 領収書の写しその他補助対象経費の支払を証する書類
- 住宅手当支給状況証明書 (様式第2号) 又は給与明細書 (住宅を賃貸の場合のみ)
- 同意書兼誓約書 (様式第3号)
- 振込先口座の通帳の写し
- その他市長が必要と認める書類

様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

(宛先)見附市長

(申請者)住 所
氏 名
電話番号

見附市結婚新生活支援補助金補助対象者認定申請書

見附市結婚新生活支援補助金の補助対象者の認定を受けたいので、見附市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者の状況

婚姻年月日		年 月 日		
その他の状況		(夫)	(妻)	
	氏 名			
	生年月日 (婚姻日時点の年齢)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	
	夫婦の 所得額	所得額	【①】 円	【②】 円
		奨学金 返済額	【③】 円	【④】 円
合計額		【①+②-③-④】 円		

2 添付資料

- 婚姻届受理証明書その他夫婦の婚姻日を証する書類
- 夫婦双方の令和5年の所得証明書
- 夫婦双方の市税を完納していることを証する書類
(市外から転入した場合は、転入前の市区町村税に係るものを含む。)
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(貸与型奨学金の返済額がある場合のみ)
- 同意書兼誓約書(様式第3号)
- その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日

様

見附市長

印

見附市結婚新生活支援補助金補助対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のありました見附市結婚新生活支援補助金補助対象者認定について、見附市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、当該補助金の補助対象者として認定しましたので通知します。

記

（付記事項）

令和 年度に限り、見附市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定による申請を行うことができます。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に1条を加える改正規定及び様式第4号の次に2様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。